

計量行政審議会基本部会の議論の整理

平成 28 年 8 月 8 日

経済産業省産業技術環境局計量行政室

計量行政審議会基本部会（計 3 回：平成 28 年度第 1 回：6 月 10 日、平成 28 年度第 2 回：7 月 6 日、平成 28 年度第 3 回：7 月 29 日）にて、各委員から答申（案）及び計量制度見直しの論点に関してさまざまな意見がなされた。

その中から、今回の計量制度見直しの考え方としてなされた意見は次のとおり。

第 1 章 民間事業者の参入の促進

I 計量器による適正な計量器の実施の確保

（全般事項）

○民間事業者の参入に関し、様々な方面で幅広く認めていこうという方向に関しては賛成である。

一方、何でも認めて信頼性や社会の安全・安心という観点が抜け落ちてはいけない。押さえるべきところは押さえながら、できるだけ制度を広げていき、実際に社会で使われる方々の利益になるような方向で進めていくべき。

○民間事業者の参入に関し、産総研が取り組まなければならないことも多数ある。そのために必要な措置や準備は行う。

（型式承認）

○非自動はかりの場合、比較的単純な試験だが長時間を要する試験は、基準通りに実施すれば、大きな差異は生じないため、試験データの活用が認められれば、顧客に新型式を早く提供できる。

○電気計器では、新規の承認で不承認が 2 桁のパーセンテージで存在しているため、試験の信頼性を担保するためには、第三者機関でのチェックは大変重要ではないか。また、型式承認試験の実施のボリュームが下がる中で、設備負担等を考えると、手数料の増加等の負の面も出てくるのが考えられる。

○試験成績書が用いられる場合、ISO/IEC 17025 認定を前提とすることは、信頼性を確保する点で良いことであり、第三者の認定機関が実際に試験所に審査に入って認定するため、その点では一定の信頼性が確保されている。他方、このために新たに認定を取得するという事業者があれば、その認定の取得と維持にはそれなりの費用がかかるという点も認識しておく必要がある。

(ii) 検定制度（指定検定機関の指定要件の見直し）

- 製造事業者自らが検定するという仕組みができると公平性の点で若干不安が残る。ISO/IEC 17020のタイプAの検査機関の仕組みなどを適用し、公平性・独立性を担保していくべき。
- 修理事業者の中には、様々なメーカーの計量器を修理する実力をもった修理事業者もいる。メーカーが指定検定機関に直接なるよりも、例えば、別にサービス事業者を立ち上げた上で、自社だけでなく他社の製品も検定すると思う。
- 今後、指定検定機関の参入を促進し、民間に移行していくと、自治体を中心に実施してきた部分のノウハウ等が薄れていく。したがって、全国的な組織として存在する公的機関が一定のサーベイランスを担っていくという視点が必要。
- 中立性・公正性とセットで、サーベイランスの仕組みを構築して盛り込めば、自ずと制度の信頼性もチェックできるのではないか。

II 自主的な計量管理

- 計量士の登録要件の年数を緩和・短縮には何らかの追加の要件や研修等が必要であり、それを担うのは産総研の研修センターになると思う。リソースも必要であり、時間もかかるため、この点の理解をいただきつつ、協力したい。
- 適正計量管理事業所の指定要件と ISO 10012 について、ISO 10012の方が厳しいとしても、担保のされ具合は違うのではないか。また、適正計量管理事業所の審査の事務手続が大変であれば、合理化すればよいのではないか。
- 適正計量管理事業所制度は日本独自の計量制度のため、民間活用のためにも、推進をお願いしたい。

III 計量器の精度を確保する基準器検査

- JCSSは、もう普及・定着している時期。そのため、そのJCSSの校正証明書が活用できる分野があれば活用すべき。

第2章 技術革新、社会的環境変化への対応

I IoT等の技術革新への対応

- ネットワークにつなぐということは、セキュリティ一面から慎重に検討を進めるべき。
- 国の他の検討会の場で、スマートメーターに関するシステムあるいはセキュリティに特化した議論をした経緯もあり、規格化するならば、そういった議論も踏まえながらやるべき。

○例えば、電力量計、水道メーター、ガスメーターの3つの計量器について、型式承認は別々に行っているのですが、計量表示部を共通部として3つに分かれていたものを1つとするときに、どのように型式承認を行うかなど、細かい点ではあるがそのような課題をこの論点では検討を進めていくべき。

○様々な形でサイバーセキュリティやコンシューマー用のセキュリティ等が検討されているので、重複して異なる議論をしないよう配慮すべき。

○ユーティリティメーターということで電力量計、水道メーター、ガスメーターの3つが挙がっており、他にもあると思うが、それぞれのニーズと役割が異なるため、メーター個々のニーズや課題を抽出すべき。

○ユーザーとしては、スマートメーター化は非常に魅力的な内容。ガスや水道や電気が全部一体的に管理されて料金化されていくということにはとても期待している。

Ⅱ 特定計量器への追加

○自動はかりと水素燃料計量システム（水素ディスペンサー）で状況はまったく違っており、自動はかりはすでに世の中にだいぶ普及しているもの。一方、水素ディスペンサーはまさにこれから動きのある計量器であり、見直しは良いタイミング。

○安心や信頼性という意味ではやるべきことはもちろんやるべきだが、余り厳しくすると、価格に跳ね返ったり時間を要したりということとなる。技術的にバランスをとるべき。

(i) 自動はかり

○自動はかりが今まで規制されていなかったのは、目的や市場の数等様々な理由があるが、技術的には難しく、これから実施するために必要な技術開発等を含めて産総研として頑張っていきたい。

○既に各国でも自動はかりが規制対象となっている中で、日本が基準を設けないことで水準の低い計量器が非常に安い値段で入ってくることになる。量目検査だけで管理をしていると、ゆくゆくは市場に量目が間違っただけのものが大量に出回り、それを管理しようとしたときに、仮に自動はかりに問題があったという状況になると、自動はかりは高価なため買い換えが難しいこともあり、大きな混乱を将来的には来す可能性がある。

○自動はかりを追加することに賛成。規制緩和の動きの整合性よりは、計量器の規制の目的によって対象が決まるべきであり、これから自動はかりに世の中が移っていくとしたら、当然非自動はかりのみが特定計量器として規制されるというのは矛盾している。

- 自動はかりも検定対象にしなければ様々な商売での公平性や安全性等が保てないという状況があるが、単に検定対象とすると規制が強化されコストが上昇する。それを防ぐ方法として民間の力の導入等があるが、例えば非自動はかりでの指定検定機関の民間参入等の取組みがうまくいかなければ、自動はかりもうまくいかないことになると考えられるので、関係方面が協力すべき。

(ii) 水素燃料計量システム（水素ディスペンサー）

- 水素ディスペンサーはこれからだが、自動はかりよりも難しい。誰も合格できない規制を作っても仕方ないため、落としどころを探さないと結局誰も得をしないことになる。

- 将来的に技術基準を設けた場合、既に流通している計量器が基準に適合しないことになり、大きな問題となる可能性がある。

第3章 規制範囲・規定事項等の再整理・明確化等

I 計量証明事業

- 都道府県をまたがって複数の事業所がある事業者の作業手順書を一律とするため、各自治体間による指導の違いを統一すべき。
- 各自治体が計量証明事業所に対して立入検査を行うときに使用しているガイドラインの取り扱いを「要求事項」等として、公開すべきではないか。
- 3年に1度の計量証明検査を確実に実施している自治体、自治体が行わずにJQAの検定を受検したことをもって計量証明検査に代えている自治体、全く計量証明検査を実施していない自治体、といった差が出ているため、指導を統一すべき。